第３回災害廃棄物協議会（中国ブロック）　議事録

日　時　平成27年3月3日(火)　13：00～15：00
場　所　広島YMCA国際文化センター　２号館　大会議室
議　事
　（１）本年度の調査報告

１　開会

中国四国地方環境事務所高松事務所足立所長より開会の挨拶が行われた。
事務局より資料確認が行われた。

２　議事

（１）本年度の調査報告

議事の「（１）本年度の調査報告」について，事務局より資料１，参考資料１及び参考資料２の説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

アンケート調査報告の中にあった，定期的な更新のしくみとはどのようなものを想定しているのか。

（事務局）

毎年，地域防災計画や一般廃棄物処理計画など，他の関連する改定などにあわせて，災害廃棄物処理に係る計画も更新されるのではないかと考え，設定した設問である。

（川本座長）

説明にあった兵庫県の災害廃棄物の相互応援協定はいつ締結されたものか。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて締結されたものか。

（事務局）

締結されたのは，平成17年であり，兵庫県の北部で生じた水害による被害を踏まえて締結されたものではないかと推測される。

（島根県）

災害廃棄物処理は，災害の規模によっては，広域連携が必要な場合もあると考える。この協議会を開催している意図は，中国ブロックとして広域の対応を検討するということだと思うが，今回のアンケート調査報告では，四国ブロックの内容も踏まえて検討がされている。今後，協定の締結など，実際の対応としては，中国ブロックだけで検討すべきなのか，中国・四国ブロックでひとつの

広域ブロックとして考えるべきなのか，どちらか。

（事務局）

基本的には，中国ブロックと四国ブロックは別のブロックである。

アンケート調査報告で２つのブロックをあわせて分析をしたのは，そのほうが母数も多く，傾向が読みやすいと考えたためである。

また，今回のヒアリング調査結果の報告のように，よい先進事例も多く紹介できるので，２つのブロックで一緒に考えたほうが良い場合もあり合わせて行った。

（宗委員）

アンケート調査結果報告で廃棄物量の推計は全ての県で行われており，今後は域内で処分不可能量を把握しておく必要があると指摘（P38）されている。広域連携を検討する場合，ブロック内で処分することが可能な量を推計した上で，処分不可能量すなわち広域処理依頼量を決定する手順になるので，重要な視点だと考えるが，具体的な推計方法について事務局の考えがあればお聞かせいただきたい。例えば可燃性災害廃棄物について焼却施設の処理能力を超える場合に，それが処理不可能量と考えればよいのだろうか。

（事務局）

アンケート調査では，廃棄物の処理量について，「足りる」，「足りない」，という回答がされているが，焼却施設の処理能力等について，定量的な把握はできていない。しかし，「足りない」という回答には，仮置き場が不足しているというケースも含まれていると認識している。

（鳥取県）

災害廃棄物処理は，市町村間の横のつながりが大切だと認識しており，県として調整の支援をしていきたい。

また市町村が，個別に廃棄物協会と協定を締結するということもできればスムーズな処理が進むのではないだろうか。そのバックアップもしていきたい。

（島根県）

既存の自治体間の協定については，環境部局ではなく，防災部局で締結されているものが多く，環境部局側では十分に認識できていないものもあることがわかった。

今回の調査報告で，締結されている協定があることを知ることができてよかった。

（岡山県）

仮置き場を確保することの重要性は認識している。仮置き場の位置についての公表の可否や，事前の調整の難しさについても，アンケート調査結果からよくわかった。

現場の声に留意して進めていきたい。

（広島県）

災害廃棄物の推計については，まだ実施できていない。

市町村と県とで，推計方法を統一すべきなのか，別の場合はどのように整合をはかるのか，そういった点について検討していきたい。

（事務局）

これから計画されているものではあるが，高知県では，まず県が推計の考え方を市町村に示して，市町村がその後に作成したものと整合を図る進め方をしようとしているようである。

（山口県）

報告のあったアンケート調査を参考にして，県としても災害廃棄物処理に関する検討をすすめていきたい

他県との連携についても，他県のアンケート結果等を参考に検討していきたい。

（全国産業廃棄物連合会　中国地域協議会）

災害廃棄物処理については，各県の産業廃棄物協会が各県と協定を結んで対応をしている。

しかし，災害廃棄物については，一般廃棄物扱いで，各業者が対応にあたる際には，許可が必要であり，法制度上，円滑な対応ができない。法制度の改正ができるよう，要望を出しているところである。

また，最近は各県の産業廃棄物協会と市町村とが個別に協定を結ぶ動きがあるが，広域処理が必要な大規模災害では，連携体制を強化する上で体制を県レベルでとりまとめる必要がある。個々の市町村と協定を締結し，市レベルの個々の市町村への対応を優先してしまうと県全体への対応が難しくなる懸念がある。

（事務局）

法改正については，本省で検討中であり，具体的な動きが定まってきた段階でまたご報告したい。

（事務局）

ご指摘の，広域連携が必要な災害時に，県への対応を優先すべきか，個別の市町村を優先すべきかという話は，緊急物資輸送の対応でも同じような議論がある。災害の規模や協会に所属する企業の特性によって，県と対応すべきか，市町村と対応すべきかを検討することが必要だろう。

（高田委員）

先ほど話のあった，兵庫県の災害廃棄物の協定は，平成16年の豊岡水害後に締結された協定である。今年，広島県の水害が大きく報道されていたが，同時期に兵庫県の丹波市でも大きな被害があり，兵庫県内の各市町村から応援が入り，丹波市の各地区に廃棄物の対応応援をする担当市を決め

て，対応をしていた。速やかな災害廃棄物処理が実施されたようである。実際に協定が機能した事例であり，参考にしていただけると思う。

産業廃棄物協会と県・市町村との協定の件だが，県への対応と市町村への対応とどちらが優先かは，災害規模によるのではないか。広域災害の場合には，県との包括的な協定のほうがよいが，局地災害の場合は，県を通す必要も無く直接市町村へ対応いただいたほうがよいのではないだろうか。災害の規模に応じて対応関係を確認しておかれると良いだろう。

また廃棄物の内容によって，どの事業者に対応をいただくかをコントロールする役割が産業廃棄物協会さんにはあるだろう。処理困難物など，県が困るものへの対応について，どの業者がうまく処理できるか，産業廃棄物協会さんは事情をよく御存知だろうから，適材適所の対応をさせることができるのではないか。

災害廃棄物処理計画について，定期的に計画の見直しをするシステムは大切だろう。実効性のある内容にできるように，10年計画であっても５年の中間見直しをするなどの対応ができるとよいのではないだろうか。一般廃棄物処理計画や地域防災計画など他の計画の更新にあわせて，現実に整合するようなシステムを作るべきだろう。

３　その他

事務局より，次年度の予定についての説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（岡山市）

６月の予定で，調査事項説明とあるが，既に決まっている内容があれば教えていただきたい。

（事務局）

次年度の調査としては，まず災害廃棄物処理計画について，検討の進捗状況について確認を進めたい。

また，災害廃棄物処置に係る協定について，自治体間だけではなく，民間事業者も含めて内容の確認を進めたいと考えている。

（高田委員）

協議会の内容は，公表する予定か。

（事務局）

今年度の調査報告書は環境事務所のホームページへ掲載する予定である。

また報告書は全市町村へ送付する予定である。

４　閉会

以　上